

## 国際・国内動向

# アメリカの世界戦略と改憲策動

川村 俊夫

### ◆米世界戦略の新たな段階

アメリカの新たな世界戦略のなかで、日本国憲法第9条をめぐるたたかいがホットな焦点となってきた。

ソ連崩壊後、アメリカは唯一の超大国として世界を支配つづけるため、それまでの「ソ連脅威論」にかわる軍事同盟強化のための新たな論理を模索した。その結果が、東の日米安保「再定義」による新ガイドライン（1997年）となり、西のNATO新戦略概念（1999年）となった。これらは、軍事力を同盟国の共同防衛のためだけでなく、「周辺地域」の安定のためにも行使する体制をしいたという共通の特徴をもっている。アメリカのねらいは、この二つの軍事同盟を柱に、全世界を軍事的支配下におくことにある。

これは、国連を中心とした世界秩序への公然たる挑戦にほかならない。もともと国連はその当初、各国の武力行使をすべて安保理事会の管理下におくことがめざしていた。ところが、国連憲章審議の最終段階で、アメリカは新たに「集団的自衛権」の概念をもちだし、その行使を各国の「固有の権利」とする第51条をねじこんだ。これによってアメリカは、ソ連が拒否権をもつ安保理の承認を得ないでも武力行使をできる道を開いたのである。しかし、それでも、第51条という自衛権の行使には、「国連加盟国に対して武力攻撃が発生」した時点から、国連が「必要な措置をとるまでの間」と条件がつけられている。

国連発足後、この集団的自衛権の行使が口実として使われたのは、アメリカによるレバノン（1958年）、ベトナム（64年～）への、そしてソ

連によるチェコスロバキア（68年）、アフガニスタン（79年）への武力干渉である。結局、51条は大国による侵略行為「合理化」の道具となってきた。ところが、唯一の超大国となったアメリカは、こうした集団的自衛権行使という口実すら使わず、自由に他国の内政に武力で介入・干渉しようというのである。

### ◆新ガイドライン具体化と憲法の矛盾

NATO「新戦略概念」はユーゴ空爆によってすでに実行に移されている。日本では新ガイドライン具体化のために、1999年に戦争法（周辺事態法）が強行され、これにもとづく日米共同演習や米艦船の寄港が激増しているが、それはあくまでも第一歩である。

なぜなら、「集団的自衛権の行使は憲法第9条のもとでは許されない」との制約がいぜんとしてつきまとっているからである。そのため、戦争法においては、戦闘する米軍にたいし、自衛隊が武器・弾薬・食糧の輸送・補給などの支援をすることを定めたが、政府はそれらの支援は、①「後方地域」において、②武力行使と一体にならないようにおこなうとせざるを得なかった。戦争法はまた、自治体や民間を米軍の戦争に動員することを定めたが、「戦時体制」を想定しない憲法のもとで、それはあくまでも「協力の依頼」であり、あからさまに強制力をもたせることはできなかった。

しかしアメリカが求めているのは、日米同盟を西のNATOに匹敵する攻撃型の軍事同盟にすることである。戦争法をそうしたアメリカの方針にそって実効性あるものとするためには、日本政府が憲法の制約を口実に公然と集団的自衛

権の行使することや、自治体や民間を強制力をもって動員することをためらう状況を放置しつづけるわけにはいかない。

こうして集団的自衛権解禁に向けたアメリカの圧力が強められることになった。その公然たるあらわれは、昨年十月、アーミテージ元国防次官補やナイ元国務次官補らがまとめた米国防大学国家戦略研究所報告「成熟したパートナーシップに向けて」である。そこでは、「集団的自衛権を日本が禁じていることは、同盟関係にとっての制約となっている。この禁止が解かれれば、より緊密で効果的な安全保障協力が可能になる」として、「防衛への誓約の確認」「ガイドラインの誠実な実行―有事立法の成立」などを迫っている。

#### ◆明文、解釈の両面から9条攻撃

アーミテージ氏は今年1月訪米した自民党の山崎拓、中谷元両議員にこれらの実行を迫った。これにたいし、山崎氏は「集団的自衛権の行使は限定的に行われるべき」と、「限定的」といいながら、これに応ずることを約束した。その後、アーミテージ氏がブッシュ政権の国務副長官に、山崎氏と中谷氏は小泉総裁・総理のもとでそれぞれ幹事長、防衛庁長官となったのは偶然といえまい。

こうして日本国内でも、3月の自民党国防国会報告「わが国の安全保障政策と日米同盟」、4月の経済同友会提言「平和と繁栄の21世紀をめざして」など、有事法制定や集団的自衛権の行使を主張する動きが強まっている。

これまで「違憲」とされてきた集団的自衛権の行使を「合憲」とするには、憲法を変えるしかないと考えるのが常識である。しかし、戦争法強行直後の2000年1月に国会に設置された憲法調査会は、広範な国民の反対を恐れて、「憲法について広範かつ総合的に調査」し、5年をメドに議長に報告書を提出することにその任務を限定せざるをえなかった。もちろん、調査会の発足直後から「3年間論議し、残り2年で改憲

案作成」などと、これを改憲の足がかりにしようとする企てがつづき、前出の経済同友会提言などは、「(調査会の動きは)激動する世界の動きに比していかにも遅い」として、「2005年までには憲法改正に必要な手続きとれるよう、調査期間を3年に短縮する」必要があるなどと檄を飛ばしている。しかし、広範な世論はそうした企てが軌道に乗ることを許してはいない。

こうした状況のもとで、自民党国防部会や経済同友会などは明文改憲をめざしつつも、当面は集団的自衛権の行使は許されないとする従来の政府の憲法解釈を変更することもあわせて追求しようとする動きが広がっている。自民党の山崎幹事長が、「本来なら憲法を改正すべきだが、その時期が到来するまでの間、国会の決議によって一定の範囲で集団的自衛権の行使を認めるようにしたらどうか」と質問し、「憲法を改正した方が望ましい」述べてきた小泉首相が、「それも一つの考え」と応じるなどがそれである(5月9日、衆院本会議)。

これまで集団的自衛権の行使は認められないとしてきた公明党も、「政策的判断で状況が変われば、(解釈を)を変えることができるはずだ」(益田洋介参院議員、6月7日、外交防衛委)と、与党の協調を優先する方向に軸足を移しつつある。野党の民主党も、鳩山代表らが集団的自衛権の行使は、「憲法の中でしっかりうたった方がいい」と述べているが、もともと集団的自衛権の行使は日本国憲法のもとで認められているという立場である。

#### ◆多面的に進行する具体化への動き

自民党国防部会は集団的自衛権行使を可能とするには、改憲のほかに政府の憲法解釈変更、国会決議、新規立法の4つ方法があるとし、新規立法(国家安全保障基本法)についての検討を5月から開始している。もちろん、その実現も容易ではない。そこで、国連平和維持活動の本体業務(PKF)の凍結解除、多国籍軍後方支援法の制定など「予想される政治的困難が少な

## 国際・国内動向

い」順におこなうべきとの主張もある（防衛戦略研究会報告）。

有事法制については、97年9月、「日米ガイドラインの実効性確保に関する関係省庁局長等会議」が発足し、再編前のほとんど省庁の局長が集まり、それぞれが関係する分野でどのような有事法制が必要かの洗い出しがおこなわれた。たとえば米軍傷病兵らのための医療法の検討（厚生省）、米軍が必要とする要員確保のための職安法の検討（労働省）などである。これらが、80年代の防衛庁における有事法制の研究と異なる点は、「米軍の行動にかかわる法制であり…日米安保体制の円滑・効果的な運用から極めて重要」（河野外相・当時、3月1日、衆院予算分科会）としておこなわれていることである。

そして昨年3月、自民、自由、公明の与党3党が有事法制の立法化について合意し、小泉内閣がその尊重を表明したことを受けて、5月から防衛庁の十数人のグループによる検討作業が開始され、早ければ秋の臨時国会にも「基本的考え方」を示すことになるという。

### ◆「戦争をする国」づくり

こうして自衛隊が戦場に赴くことが現実味をおびつつあるなかで、小泉首相は「自衛隊に対して政治としても、国民が敬意をもって接することができるな環境を整えることは大変大事なこと」（5月11日、参院本会議）との強調もおこなっている。そして通常国会の会期末には、議員立法ではあるが、「防衛庁」を「防衛省」に、「防衛庁長官」を「防衛大臣」にする防衛省設置法案が国会に提出され、継続審議になっている。現在、防衛庁は内閣府の外局であるため、法律や政令の制定・改廃、予算の要求・執行などは内閣総理大臣をつうじてしか閣議に諮れない状況にある。これを改め、軍事・安全保障問題についての国家機構のなかでの位置を高めるのがそのねらいである。

こうした一連の動きをみれば、小泉首相が国内はもとよりアジア諸国の抗議を押し切ってA

級戦犯を含む戦死者を祀る靖国神社への参拝を強行したり、侵略戦争を美化する『新しい歴史教科書』を擁護しつづけた意味も理解できよう。歴史認識のアナクロニズムと、自主性のかけらもない対米従属の奇妙な結合によって、日本を「戦争する国」にしたてあげようとする姿が浮かびあがっている。

しかし、靖国問題、教科書問題をめぐって展開された日本国民、アジア諸国民の反撃は、小泉首相の思惑を大きく超えるものであったといえよう。そのエネルギーは、世界に誇るべき日本国憲法の平和と民主主義の原則を根底からつき崩そうとしている小泉内閣の前に大きくたちはだかるに違いない。

【追記】本稿執筆直後にアメリカで同時多発テロが発生した。どんな政治的・宗教的信条にもとづこうとも許されない犯罪行為である。しかし、アメリカが武力報復をおこなうことも国際法、国連憲章の原則を踏みにじる行為といわねばならない。

同時に重大なのは、小泉内閣がブッシュ政権の武力報復を全面的に支持し、その支援をつうじて、本稿で述べた「戦争をする国」づくりを一気におしすすめようとしていることである。たとえば、与党3党がまとめた支援策では、医療、輸送・補給のために自衛隊を派遣するとしているが、これを、周辺事態法で定めた「日本周辺」地域をはるかに越え、他国の領域で、しかも米軍と一体となっておこなおうとしている。集団的自衛権の行使そのものとは言わざるを得ない。また、在日米軍基地を自衛隊が警備することも含まれているが、それは自衛隊の設置目的を公然と変更し、その対米従属性をさらに鮮明にすることにほかならない。

憲法第9条擁護の世論と共同を広げることが、これまでもまして切実な課題となっている（9月26日記）。

（かわむら としお・憲法会議事務局長）